入学料免除・徴収猶予の申請にあたってのQ&A(過去に問い合わせの多かった事例をあげています。)

《申請について》

- Q1 申請はいつ行えばよいですか?
 - A. 原則、各学部の入学手続き当日のみ申請が可能です。
- Q2 郵送での申請は可能ですか?
 - A. **郵送での申請は受け付けられません**。どうしても無理な場合は、事前に学生支援課奨学支援グループに問い合わせてください。(TEL: 078-803-5431)

《申請書類について》

- Q3 申請時に必要書類(収入関係の書類など)が間に合わない場合は、どうしたらいいですか?
 - A. 申請時には、「入学料免除・徴収猶予申請書」、「入学料免除・入学料徴収猶予申請書受理確認書」を提出してください。入学年度の前期に授業料免除を申請される方は、他の書類については提出不要です。

入学年度の前期に授業料免除を申請しない場合は、後日必要となる書類を担当係窓口まで提出してください。

《出願資格について》

- Q4 経済的にあまり余裕がなく、入学料免除の申請を考えているのですが、申請は可能ですか?
 - A. 学部新入生の入学料免除にあたっては、特別な事情により入学料を納付することが困難な場合のみ、申請の対象となります。したがって、単に収入が少ない、母子世帯であるといった理由では申請の対象となりません。昨年 4 月以降に風水害等の災害を受けた、学資負担者が死亡した、生活保護を受給しているなどの要件に当てはまる場合は、必ず前もって奨学支援グループまでお問い合わせの上、申請いただくようお願いします。

なお、入学料徴収猶予については、上記のような事情がなくとも、経済的に苦しく入学料納付が困難な場合は申請の対象となります。

- Q5 すでに入学料を納付していますが、今からでも申請は可能ですか?
 - A. 入学料を納付している場合、入学料免除・入学料徴収猶予の申請はできません。

《納付について》

- Q6 半額免除もしくは不許可となった場合、いつまでに納付すればよいですか?
 - A. 7月中旬(10月入学者は12月中旬)、担当係窓口にて直接結果を通知します。 上記の結果通知日から2週間以内に納付しなければ、入学料未納のため除籍となります。
- ※その他、収入に関する書類や基準に関しての質問は、授業料免除Q&Aをご覧ください。